

## [インフルエンザの出席停止期間について]

学校保健安全法施行規則第19条第2項インフルエンザ(新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く)の出席停止期間は『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで』とされています。

※出席停止期間は下の表を参考にしてください。

	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	1日目	2日目	3日目	登校 可能		
	出席停止(6日間)								
発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	1日目	2日目	登校 可能		
	出席停止(6日間)								
発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	1日目	2日目	登校 可能	
	出席停止(7日間)								
発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	1日目	2日目	登校 可能
	出席停止(8日間)								

下記の2つに両方ともチェックが入れば登校可能です。

発症した後5日経過した。

解熱した後2日経過した。